

令和6年度第1回京丹後市市民遺産会議 会 議 録

I 開催日時 令和6年7月31日（水） 午前9時30分～12時00分

II 開催場所 大宮保健センター機能訓練室（京丹後市大宮庁舎1階）

III 出席者 味田佳子会長、東哲委員、今村実来委員、増田庄吾委員
事務局 松本明彦教育長、川村義輝教育次長、
村田雅之課長、本田咲子主任、奥勇介主任
欠席者 松原典孝副会長
傍聴人 0人

IV 次第

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）市民遺産の認定にかかる取り決めについて
 - （2）市民遺産の認定審議について（非公開）
- 3 その他
- 4 閉会

V 議事要旨

1 開会

<事務局>

定刻になりましたので、第1回京丹後市市民遺産会議を開会いたします。
開会にあたりまして、京丹後市教育委員会を代表して松本明彦教育長がご挨拶申し上げます。

<教育長>

おはようございます。

お忙しい中、本当に酷暑の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

教育委員会として、学校教育・社会教育の中で、厳しい暑さをどう乗り切っていくかというようなことで、特別警戒アラートを設定された昨今でございますので、そういう対応をどうしていくのか、さらには警戒アラートが出たときにどういう準備をしながら実施をしていくのかというようなところで本当に頭を痛めているところです。そういった対応の中で、実際に関わる人たちの安全というのは本当に第一です。そこを十分に配慮しながら今、様々な取組を進めているところでございます。

さて、この市民遺産制度につきましては、昨年度の1月に設立をさせていただきまして、昨年度にも1回会議をさせていただいて皆様ともお話をさせていただいたところです。この4月1日より、いよいよ公募を開始しているところでございます。当初は上がってくるだろうかという心配もしていたところですが、かなり多くご相談をいただいて、今日もご検討いただくということになろうかと思います。趣旨のところ、以前も説明させていただいたように、なかなか文化財の指定というところでは拾いきれない、そうは言っても文化財保存活用地域計画の中で11のストーリーとして挙げている、そうしたものに光をあてていくにはどうしたらいいかというようなところで、市民遺産という形で認定することが、光をあてていくことになるのではないかと考えていたので、多くの方からご相談いただいているということは本当に高い関心があるということですのでうれしく思っているところです。今日はそうした認定に関わる取り決めについて、ご検討いただくこと、さらには、暑い中ではありますが現物の確認をしていただきながら進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

ありがとうございます。

続きまして、味田会長から一言ご挨拶を頂戴いたします。

<会長>

おはようございます。

今教育長からもありましたように、今日は現地に行っていただきます。

少し忙しい時間になると思いますので、スムーズに進行できますようにどうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

ありがとうございます。

なお本日、松原副会長はご欠席の連絡を頂戴いたしておりますのでご紹介しておきます。

また松本教育長におきましては別の公務がございまして、こちらで失礼をさせていただきます。

<教育長>

よろしくお願いします。

<事務局>

続きまして、本日の資料の確認をさせていただけたらと思います。

(事務局より資料の確認)

<事務局>

続きまして、会議録確認者の指名に移ります。

本会議で審議した内容は、会議録を作成いたしまして、非公開部分を除き、公開いたします。

後日会議録を確認していただき、署名をいただく方の選出をしたいと思います。

名簿の順番で、地元の委員の方をお願いいたしますので、今回は恐れ入りますが今村委員、よろしくお願いいたします。

<委員>

よろしくお願いいたします。

<事務局>

それでは引き続き次第に沿って議事を進めさせていただきます。

なお、これ以降の進行については会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<会長>

それでは次第に沿って、(1) 市民遺産の認定にかかる取り決めについて、事務局から説明をお願いします。

2 議事

(1) 市民遺産の認定にかかる取り決めについて[資料1]

(事務局より資料説明)

<会長>

それでしたら、ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問などありましたら、どなたからでもよろしくお願いいたします。

<委員>

まず1番目の認定範囲の拡大については事務局で整理されて、これでいいと思います。具体的なケースはイメージがわかりませんが、でてきたらまた検討していったということで、とりあえずこれでいったらどうかと思います。

それと、やはり認定証があった方が、市民のものといって自分たちが大事にして、それを対外的にもお示しをしたり、いろいろな部分で資料として発信もできます。通知を刷新するのもあれなので、ぜひこれは、必要だと思います。

<委員>

私も賛成です。1番に関してもちよつと具体的なケースがないですし、郷土料理という作り方とか材料とか、多分それぞれの町とかによっても、同じものでも全然違うと思うので、その辺は具体的に出てきてから進めていけたらいいのかなと思います。

2番に関しても、やはりお互いPRも含めて認定証というものがあつた方がいいと思いますので、賛成です。

<委員>

認定範囲を拡大した場合に、認定基準の「非営利の目的」が犯される可能性があるのではないかと思います。その辺、注意がいるのではないかと思います。

<委員>

大事なところだと思います。

<委員>

バラ寿司とかだったら、営利の部分もあるので、その辺は気を付けないといけないと思います。

<事務局>

おそらく、認定範囲を拡大するとなつたときは、もう一度今ある認定基準に照らし合わせて、本当にそれに合うのかということを判断した上で範囲を拡大しないといけないと思います。それにそぐわないのであれば認定範囲拡大は不可ということではないといけないでしょうし、今の認定基準に合うようであれば認定範囲拡大に持っていけばいいでしょうし、その辺は具体的なケースが出てきたときに、個別に判断かと思っています。

<会長>

概ね事務局案で一旦は進めてもらうということですが、今、たまたま例に出されたバラ寿司のことで、売るバラ寿司に認定を付けていいのかというとダメでしょうし、例えばですが、同じバラ寿司で2人推薦したい人が出てきた場合どうなんだろうとか、多分これから運用していく中で、その都度考えていかないといけないことは出てくるかなと思います。

一旦は、今日出していただいたところで進めてもらおうかと思っています。

認定証の方は、次の会議までにということでしょうか。

<事務局>

一度、皆様に事前に案を共有させていただいてから、次の会議の場で紹介させていただけたらと思います。せっかくなので、やはり飾っていただけるようなものになりたいと思います。

(2) 市民遺産の認定審議について（非公開）

3 その他

<事務局>

それでは会議の公開を再開いたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

<会長>

では、議題3のその他についてです。何かございますでしょうか。

<事務局>

今回は、秋口にしようかと思っています。具体的に何月というのは決めていませんが、今回の件以外に出てきている相談案件がある程度、申請出揃った段階でさせてもらおうかと思っています。

<会長>

新しく出てきたものの説明と、今日の認定が一緒になる、あと認定証の検討ですね。

では、議事はすべて終わりましたので事務局に進行をお返しします。

4 閉会

<事務局>

そうしましたら、閉会にあたりまして、本日松原副会長がご欠席のため、事務局から村田雅之課長がご挨拶いたします。

<村田課長>

皆さん、本当に今日は半日、長いこと大変お疲れ様でした。ありがとうございます。

事務局としても初めて認定審議に臨むということで、事務局の中でも何とかまいこと回る方法を考えながら、今日の間を迎えさせていただいております。

そうは言っても、今日は審議ということで、今後また4件、5件、6件と出てきますので、そういった審議をどう回していくのかということも含めまして、何とか皆さんにもご協力いただきたいと思いますけれども、今日は本当にいい審議をしていただきまして、ありがとうございました。

また次回以降も、何とぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

<事務局>

そうしましたら、これをもちまして令和6年度第1回京丹後市市民遺産会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。